



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.115
10月号

第58回理事会を開催

9月24日(火)午後2時から、宇都宮市のとちぎ福祉プラザ会議室において第58回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事20名が出席し、諸議題を審議しました。その概要是次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 反社会的勢力排除のための研修会の開催

緊急事態宣言が発令されているため、今年度の開催は中止となりました。

2. 産業廃棄物処理業における実務者研修会の開催

3. トップセミナーの開催

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、1部を実務者研修事業として、基礎知識に関する内容、2部をトップセミナー事業として、プラスチック新法に関する内容で実施することとなりました。

4. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修の開催

新型コロナウイルスの変異株が急激に拡大している現状を鑑み、開催中止となりました。

5. 排出事業者（団体）との意見交換会

新型コロナウイルス感染状況を踏まえ喫緊した課題がないため、今年度は開催しないこととなりました。なお、他団体から要請があれば検討いたします。

6. 労働安全衛生に関する研修会

感染予防対策を徹底し、例年通りの内容で開催することとなりました。

【報告事項】

1. 行政との意見交換会の開催

当協会からの意見要望事項に対しての栃木県及び宇都宮市の回答内容のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から開催が延期になったことを報告しました。

2. 自由民主党栃木県支部連合会政策懇談会の要望書

要望書の内容のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から開催が延期になったことを報告しました。

3. 令和3年度委員会の開催結果

7月27日に栃木県立美術館普及分館において開催された概要等について報告しました。

4. 第61回栃木県公衆衛生大会における保健衛生事業功労者の受賞者

当協会の受賞者について報告しました。

5. 令和3年度上半期業務執行状況報告

今年度の上半期業務執行状況について報告した。

6. 会員の異動

社名及び代表者変更、退会した会員について説明を行い、9月22日現在の正会員は191社、賛助会員は22社、合計213社であることを報告しました。

7. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

8. 当協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

排出事業者における産業廃棄物の適正処理及び排出抑制に関する講習会について
～排出事業者・多量排出事業者に期待される責任と役割とは～

廃棄物処理法では、排出事業者に対して、大きな責務を課すとともに、廃棄物の排出抑制に努めることを求めています。産業廃棄物の処分にあたっては、法令に従い適切に対応することはもちろん、環境負荷低減のために廃棄物ができるだけ発生させないことが重要です。そこで、主として県内の産業廃棄物排出事業者・多量排出事業者の皆様を対象として、産業廃棄物の排出抑制や適正処理に関する講習会を開催します。

参加を希望される方は、公益財団法人栃木県環境保全公社までお問い合わせください。
TEL028-622-7654

1. 開催日時及び会場等

- (1) 日時 令和3(2021)年11月30日(火) 14:00~(13:30受付開始)
- (2) 場所 栃木県教育会館(大ホール) 宇都宮市駒生1-1-6
- (3) 定員 500名
(新型コロナウイルス感染症対策のため、収容率を50%以下としています。)

2. 講習内容

- (1) 第1部(産業廃棄物排出事業者向け講習会) 14:00~15:15
「経営管理としての事業者責任の果たし方」
- (2) 第2部(産業廃棄物多量排出事業者向け講習会) 15:30~16:30
「経営戦略としての3R推進活動－実践例に学ぶ－」

【第1部・第2部講師】

(一財)日本環境衛生センター 東日本支局環境事業本部 特別参事 村岡 良介 氏

3. 主催者等

【主催】栃木県、宇都宮市、(公財)栃木県環境保全公社

【後援】(一社)栃木県解体工事業協会、(一社)栃木県建設業協会、
(一社)栃木県産業環境管理協会、(公社)栃木県産業資源循環協会、
(一社)栃木県造園建設業協会

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、講習会を中止する場合があります。

※当日は、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(公益社団法人全国公立文化施設協会策定)」に従い、取り組みを実施します。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業)令和2年度五次公募及び令和3年度四次公募「省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業」について

【補助対象者】 民間事業者等

【補助対象設備】省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業

【補助率】 設備導入に必要な経費の1/2を補助

【公募期間】 令和3年9月21日(火)~令和3年10月22日(金) 17時必着

【公募説明会】 説明会の予定はありませんが、公募内容について財団ホームページで動画配信を実施

【お問い合わせ】公益財団法人廃棄物・3R研究財団 事業支援部

TEL 03-5638-7162 FAX 03-5638-7165 Email : r.koudoka-1@jwrf.or.jp

～会社訪問～

《会社訪問》

今回は、五月女理事の(株)真田ジャパンと渡邊理事のサンエコサーマル(株)を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社真田ジャパン 代表取締役 五月女 太造

住 所：栃木県那須塩原市井口 198-1 TEL 0287-36-1148 FAX 0287-36-6133

創 業：昭和 43 年、従業員 35 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物収集運搬業：栃木県 許可番号 009100019747

・栃木県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、福島県、宮城県

○特別管理産業廃棄物収集運搬業：栃木県 許可番号 00950019747

・栃木県、茨城県、宮城県、福島県

《一般廃棄物処理業》

○一般廃棄物収集運搬業

・那須塩原市、大田原市、那須町、さくら市、矢板市、那珂川町、那須烏山市、宇都宮市、上三川町、壬生町、塩谷町

《主な認定・認証取得》

・ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得

・優良産廃処理業者認定 栃木県、福島県

3 施設概要

当社では、栃木県北部を中心に県央から福島県にある事業所・建設現場から排出された産業廃棄物の回収や、県北地域の一般廃棄物収集運搬処分（委託業務含む）を行うとともに、子会社となる那須高原リサイクルパーク㈱にて産業廃棄物処分業を取得し、廃プラ、木くず他 6 品目の中間処理も行っております。

また、各自治体の産廃・一般廃の許可を取得するとともに、様々な種類の車両を保有し、経験豊富な社員がいることから、大型施設（工場、宿泊施設、病院等）の残置物撤去処分なども得意としています。

4 会社からひと言

産業廃棄物収集運搬業と一般廃棄物収集運搬（委託含む）及び処理に関する事業者向けの業務や、「ご家庭何でも応援隊」という個人向けの業務も行っていることから、多くのお客様にご依頼（ご利用）を頂いております。更なるお客様満足の向上を図るべく商品の開発・サービスの向上はもちろん、地域社会から必要とされる企業となれますよう、SDGs やカーボンニュートラルにも積極的に取組んで参りたいと考えております。



～会社訪問～

1 会社概要

会社名：サンエコサーマル株式会社（月島機械株式会社（東証一部）連結子会社）
代表者：代表取締役 渡邊 彰彦
住所：栃木県鹿沼市下石川 737 番地 55 TEL 0289-72-0371 FAX 0289-72-0381
創業：昭和 62 年 10 月 従業員 48 名
事業内容：廃棄物の収集運搬及び中間処理
発電事業（サーマルリサイクル、太陽光発電、バイオマス発電）
主要設備：産業廃棄物 専焼炉（キルン）…………… 92.67 t / 日
一般廃棄物及び産業廃棄物 混焼炉（キルンストーカー）… 94.992 t / 日

2 許可の取得状況

○産業廃棄物処分業（焼却） 栃木県

許可品目：汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・金属くず（容器類に限る）・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずを除き容器類に限る）

○産業廃棄物収集運搬業 栃木県・埼玉県・千葉県

○一般廃棄物処分業（焼却・破碎） 鹿沼市

○一般廃棄物収集運搬業 鹿沼市

《主な認定・認証取得》

○優良産廃処理業者認定 栃木県取得

○ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得

○エコキーパー事業所認定



3 施設概要

焼却設備を 2 基保有しており、廃棄物の安定した受入が可能です。

設備の特徴は、廃棄物を高温で焼却することで減容化・安定化し、焼却時に発生した排ガスの熱は、電気の生産に有効活用しています。また、場内で発生した汚水を外部排出することなく、プラントで燃焼し無害化するクローズドシステムを採用するなど、環境に優しい施設となっております。

産業廃棄物に加え、一般廃棄物の許可も保有しております、各自治体から可燃ごみの受入も行っております。

4 会社からひと言

当社は廃棄物焼却処理のみならず焼却廃熱を活用した発電を行っています。

また、クリーンエネルギー供給として、太陽光発電や鹿沼市との官民共同事業のバイオガス発電事業も展開しています。

さらに、地域貢献として地域の農業用廃ビニールの無償受入処理や、鹿沼市営サッカー場ネーミングライツ参画によるスポーツ施設支援、鹿沼市営地域循環バスへのラッピング広告事業を通じた地域交通機関支援を行っています。

今後も皆様に安心してご利用いただける施設運営を目指してまいります。



【ソーラーファーム】
太陽光発電所



【自然の森サッカー場】
ネーミングライツ



【ラッピングバス】
鹿沼市内を運行中

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしてゆきたいと思います。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題はこのシリーズ初めての行政処分の問題でしたね。措置命令の対象者にはどのような人物がなってしまうのか？というものでした。

宿題Q、次のうち、措置命令の被命令者について、誤っているものはどれか

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、当該者にマニフェストを交付しなかった排出事業者
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の命令要件になる行為をしたとき、当該者に産業廃棄物の種類や数量を記載しないマニフェストを交付した排出事業者
- (3) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、当該者
- (4) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、その行為が法人業務に係るものであれば、当該法人
- (5) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、その許可をした都道府県知事

【解説】

産業廃棄物に関する措置命令は、法第19条の5に規定され、「処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう命ずることができる」とある。この命令発出要件は、「処理基準に適合しない産業廃棄物の処分」であり、「生活環境の保全上の支障を生じ、又はそのおそれがある場合」である。この命令の被命令者は、同条第1項第1号から第5号に規定されており、このうち、第1号ではその処分を行った者はもとより、第3号では「産業廃棄物の発生から当該処分（措置命令発出要件となつた処分行為のこと）に至るまでの一連の行程における管理票（マニフェスト）に係る義務に違反した者」と法第12条の3のマニフェスト規定に違反した者を措置命令の対象としている。これらの者として同号イではマニフェストを交付しなかつた者、マニフェストに必要事項を記載しなかつた者や虚偽記載のマニフェストを交付した者が対象である。また、都道府県知事が許可をした産業廃棄物収集運搬業者が措置命令要件となる行為をした場合でも、許可制度はその者が適正処理をすることを担保するものではなく、許可権者の責に帰するものではない。

正解 (5)

なかなか難しいですね。でも、措置命令は考え方は比較的単純なんです。
法律違反をして、その結果、環境被害が発生している。こういうケースでは、その関係者は措置命令の対象にしますよってことなんです。

～廃棄物処理問題～

排出事業者の中には、「私はちゃんと許可業者に委託した。その業者が不法投棄したからといって、どうして今更私がかたづけなければならないんだ。」って思う方もいらっしゃるでしょう。でも、投棄した張本人が、金が無くて片付けられないしたら誰が片付けるのでしょうか？県庁や市役所？と言うことは税金を使って片付けるってことですよね。と言うことはその不法投棄になんの関係もない人の金を使って片付けるってことになる。無関係な人の金を使うんだったら、もっと優先順位が高い人がいるでしょ。それは誰か。それは排出者なんです。あなたがあいつに頼まなければ不法投棄は起きなかつたんですよ。頼んだあなたも同罪だよねって理屈ですね。これがあるから、排出事業者さんは契約書、マニフェストとともに実際に自分の眼で確かめる「現地確認」が重要なんですね。

では、措置命令からもう一問。

Q、管理票の違反のうち、措置命令の対象となるものに「対象」と、ならないものには「一般」と書いてください

- a 管理票を交付しなかった場合
- b 法律で規定されている事項を記載せずに管理票を交付した場合
- c 虚偽の記載をして管理票を交付した場合
- d 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときで、適切な措置を講じなかつた場合
- e 管理票の写しを保管しなかつた場合

【解説】

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行つた者は、当然、措置命令の対象となるが、その他、産業廃棄物処理業者その他環境省令で定める者以外に委託した者や委託基準に適合しない委託を行つた者、発生から処分に至るまでの一連の行程における管理票の義務に違反した者も措置命令の対象となるが、本問は、事業者の管理票の義務違反に関する設問である。(法第19条の5) 正解は・・・全て「対象」になる。です。

みなさんは、こんな違反はしないと思いますが、不適正処理に巻き込まれると、あとあととても面倒です。日ごろから十分注意してくださいね。

では、今回の宿題は行政処分でも「改善命令」で出題してみましょう。



宿題Q

次のうち、法第19条の3の改善命令の対象とならないものはどれか

- (1) 排出事業者の工場の敷地内に収集運搬業者に引き渡すために保管してある産業廃棄物が飛散流出したとき
- (2) 産業廃棄物収集運搬業者の積替保管施設の囲いがこわれたとき
- (3) 産業廃棄物処分業者の破碎施設からがれき類が飛散流出したとき
- (4) 専ら再生利用業者の積替保管場所から汚水が発生したとき
- (5) 解体業者が自社の産業廃棄物運搬車両に「産業廃棄物収集運搬車」の表示をしていないとき

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）の再開

河野太郎大臣は、昨年9月に規制改革相に就任した直後、自らのHPで「縦割り110番」を開設しました。受付が殺到したため、内閣府のHPに受付窓口を移転しましたが、対応しきれない数となつたため、昨年11月に一旦受付を中止し、今年の8月23日に受付を再開しています。

運用が不合理、不透明、煩雑などの規制及び行政手続きについて、国民から多くの要望が寄せられています。合理的な規制改革・行政改革は、行政と国民の両方の負担を軽減することになるでしょう。要望のある方は、是非投稿してはいかがでしょうか。

<https://www.gyoukaku.go.jp/hotline/index.html>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年9月19日掲載）

○環境省 2022年度概算要求

環境省は2022年度の概算要求が総額7478億円（うち東日本大震災復興特別会計3401億円）となることを発表しました。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金200億円などの脱炭素化対策費、プラスチック省CO₂型高度リサイクル等設備導入支援108億円などのサーキュラーエコノミー対策費などが挙げられています。環境省の予算において、エネルギー対策特別会計は大きな存在です。また東日本大震災による放射性廃棄物・汚染土壌のための莫大な中間貯蔵施設費用は長期に必要となるでしょう。

http://www.env.go.jp/guide/budget/r04/r04juten/01_juten.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年9月13日掲載）

○サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイド

環境省、経済産業省は、2021年1月サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環ファイナンス研究会報告書を公開しました。

この策定の趣旨として、両省は「CEに特化して政府が策定する“世界初”的開示・対話のための手引き」「TCFD提言など広く認知・活用されている枠組みを参考として、当該分野における開示・対話のポイントを提示」「今後、ESG開示フレームワークの調和が国際的に進む中、様々な機会を捉えて国内外に向けて情報発信し、本ガイドのグローバルな活用拡大を図る。」としています。循環型社会と低炭素社会は密接な関係があります。しかし、低炭素化社会はどちらかというとエネルギー政策に重点があり、循環型社会は資源政策と商品設計・流通全般政策に重点があり、よりその幅が広いと思います。日本の取組、そして世界の動きが気になります。

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/ce_finance/pdf/20200119_1.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/ce_finance/pdf/20200119_2.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年9月6日掲載）

～相談事例～

- こんな時、どうするの？ 1 アスファルトカッターの切粉
2 シイタケの菌床の処理



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

舗装道路の一部をカッターで切り撤去する場合、従来は湿式でありましたが最近は乾式でカットする場合があります。この場合、発生した切粉は産業廃棄物の品目の何に該当しますか。ちなみに性状は細かい粉状です。

(回答 1)

切粉は、がれきに該当します。飛散防止のために加湿し、泥状を呈している場合は汚泥に該当します。いずれにしても、処分するにあたっては、粉状のがれきが適正処分できる業者に委託することが肝心です。また、保管上飛散防止のために加湿すれば汚泥に該当しますので、御留意ください。

(照会 2)

シイタケを菌床栽培していますが、古くなった菌床を処分したいと思います。誰に処分をお願いすればいいか教えて下さい。

(回答 2)

おが粉を固めて菌を植えた菌床は、菌がまわっていますが、おが粉は木を細かくしたものであり、木くずに該当します。次に、産業廃棄物に該当する木くずは、建設業や木材・木製品製造業などに業種が限定されており、キノコの栽培は産業分類上、0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）に分類され、産業廃棄物の業種には該当しませんので一般廃棄物になります。従いまして、処分については、地元市町に相談してください。

産業廃棄物に該当する木くずは、建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る。）木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品貯蔵業から生じる木材片、おがくず、バーク類等貨物の流通のために使用したパレット等（あらゆる事業活動に伴うものが該当）が該当します。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（10月10日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

スキルアップを考えている方に必須の試験です！

(公社) 全国産業資源循環連合会

産業廃棄物処理検定 (廃棄物処理法基礎)



産業廃棄物処理法基礎のマスコット
「てき丸君」

こんな人のニーズにおススメです

■人事・管理部門

現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。

■廃棄物処理担当

廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身についているかを確認したい方。

この検定に合格すると…

- 合格証明書カードが交付されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることの証明になります。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

【試験日時】令和4年2月13日(日)10時～11時30分

受験料: 12,100円(税込)

【受付期間】令和3年12月1日～令和4年1月13日 (ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります)

【申込方法】専用ポータルサイトにて申込受付

詳細は連合会ホームページにてご案内いたします



【試験形態】マークシート方式による筆記試験

【試験範囲】廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

<https://www.zensanparen.or.jp/disposal/training/>

全産連 検定

検索

【試験会場(予定)】全国13場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

開催場所(定員)

会場名

岩手県(50名)

アイーナ
いわて県民情報交流センター

栃木県(50名)

栃木県教育会館

東京都(90名)

TKP市ヶ谷
カンファレンスセンター

神奈川県(90名)

神奈川労働プラザ

新潟県(80名)

新潟県建設会館

石川県(30名)

石川県地場産業
振興センター

長野県(60名)

ホテル信濃路

愛知県(80名)

名古屋国際会議場

滋賀県(70名)

ピアザ淡海

大阪府(80名)

大阪私学会館

広島県(90名)

広島市文化交流会館

福岡県(50名)

福岡県中小企業
振興センター

熊本県(60名)

メルパルク熊本

共催:

一般社団法人岩手県産業資源循環協会
一般社団法人新潟県産業資源循環協会
一般社団法人愛知県産業資源循環協会
一般社団法人広島県資源循環協会

公益社団法人栃木県産業資源循環協会
一般社団法人石川県産業資源循環協会
一般社団法人滋賀県産業資源循環協会
公益社団法人福岡県産業資源循環協会

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
一般社団法人長野県資源循環环保全協会
公益社団法人大阪府産業資源循環協会
一般社団法人熊本県産業資源循環協会

【お問合せ先】

公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820

<https://www.zensanparen.or.jp/disposal/training/>

●営業時間／月～金 9:00～17:00

●定休日／土日・祝日

2021.06

環循規発第 2109091 号
薬生機審発 0909 第 1 号
令和 3 年 9 月 9 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{政 令 市} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{産業廃棄物} \\ \text{衛 生} \end{array} \right)$ 主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)

単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて

単回使用の医療機器（1回限り使用できることとされている医療機器をいう。以下同じ。Single-use Device; SUD）の再製造（単回使用の医療機器が使用された後、新たに製造販売することを目的として、これに検査、分解、洗浄及び滅菌その他必要な処理を行うことをいう。以下同じ。）及びこれに必要な単回使用の医療機器の収集、運搬、保管等（以下「単回使用の医療機器の再製造等」という。）については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）及び医薬品医療機器等法関連法令（以下医薬品医療機器等法と併せて単に「医薬品医療機器等法関連法令」という。）によりその方法が定められているところです。

今般、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、貴管内関係業者に対し周知方御配慮お願いいたします。

本通知は、令和 3 年 9 月 9 日から施行します。

記

医薬品医療機器等法関連法令に従って行う単回使用の医療機器の再製造等に当たっては、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に優先して適用されるため、廃棄物処理法の規定によらず、医薬品医療機器等法関連法令の規定に従うべきこと。

単回使用の医療機器の再製造等に関するQ&A

Q 1 単回使用の医療機器の再製造等に関して、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物処理法に優先して適用されるということは、具体的にどういうことか。

A 1 医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項に基づき、単回使用の医療機器を再製造等したもの（以下「再製造単回使用医療機器」という。）の製造販売承認を取得し、「再製造単回使用医療機器基準」（平成29年7月31日厚生労働省告示第261号。以下「再製造基準」という。）及び承認内容に従って、単回使用の医療機器の再製造のための医療機関における保管、医療機関からの収集、再製造を行う製造所への運搬、再製造を行う製造所において使用済み単回使用の医療機器の再製造に必要な処理が行われる場合には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の設置の許可を不要とすること等があげられる。

Q 2 単回使用の医療機器の再製造等に関して、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物処理法に優先して適用されるということは、再製造単回使用医療機器の製造工程の全てについて、廃棄物処理法の適用外になるということか。

A 2 医薬品医療機器等法関連法令、これに基づく再製造単回使用医療機器の再製造基準及び承認内容に従っていない場合、すなわち、医薬品医療機器等法に基づく製造販売承認を取得していない単回使用の医療機器の再製造等であって、当該使用済み単回使用の医療機器が、廃棄物と判断された場合は、廃棄物処理法が適用され、さらには、当該再製造に伴う製造販売は医薬品医療機器等法関連法令違反にも該当することに引き続き留意すること。

Q 3 単回使用の医療機器の再製造等には、医薬品医療機器等法関連法令により、生活環境の保全上支障のないよう措置が講じられているのか。

A 3 医薬品医療機器等法に基づき、再製造基準が定められており、使用済み単回使用の医療機器は、当該再製造基準に従うことで、容器に密閉された状態で、再製造単回使用医療機器の製造販売業者により、医療機関から引き取られ、運搬される等の措置がとられることとなるから、生活環境の保全上支障のないことが規定上は確保されている。

Q 4 単回使用の医療機器の再製造等に関して、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物処理法に優先して適用されるということは、使用済み単回使用の医療機器は廃棄物ではないということか。

A 4 廃棄物に該当するか否かについては、廃棄物処理法の規制の対象となる行為ごとに、その着手時点における客観的状況から、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要がある。医薬品医療機器等法に基づき再製造単回使用医療機器の製造販売承認を取得し、再製造基準及び承認内容に従って、使用済み単回使用の医療機器を医療機関から引き取り、再製造等を行う場合には、当該使用済み単回使用の医療機器が、廃棄物に該当するか否かにかかわらず、当該単回使用の医療機器の再製造等については、廃棄物処理法が適用されない。

Q 5 使用済み単回使用の医療機器であって、再製造の用に供さずに廃棄されるものについては、廃棄物処理法はどのように適用されるのか。

A 5 使用済み単回使用の医療機器であっても、排出の段階で再製造の用に供さずに廃棄される予定のものは、医薬品医療機器等法関連法令が適用されないため、廃棄物処理法に基づき、使用済み単回使用の医療機器を排出した医療機関が排出事業者として、自ら処理を行い、又は産業廃棄物処理業者に処理を委託すること等が必要である。

また、単回使用の医療機器の再製造等の工程において生ずる廃棄物（副産物等）については、廃棄物処理法が適用されるため、その単回使用の医療機器の再製造等の工程を担う製造販売業者が排出事業者として、廃棄物処理法に基づいて自ら処理を行い、又は産業廃棄物処理業者に処理を委託すること等が必要である。

Q 6 単回使用の医療機器の再製造の用に供されるものが、医療機関から再製造単回使用医療機器の製造販売業者に引き渡された後に、再製造等の工程から逸脱して不法投棄された場合、廃棄物処理法はどのように適用されるのか。

A 6 廃棄物が不法投棄された場合には、廃棄物処理法第16条違反に該当し、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれが高いことから、都道府県等は、速やかに行為者を確知し、措置命令により原状回復措置を講ずるように命ずることが想定される。

例えば、使用済み単回使用の医療機器が医療機関から製造販売業者に引き渡された段階で、再製造の用に供する予定のものであったにもかかわらず、製造販売業者が当該使用済み単回使用の医療機器を不法投棄したものである場合においては、製造販売業者が不法投棄の行為者として、措置命令等の対象となる。

なお、排出事業者も廃棄物処理法の措置命令等の対象になる可能性があるが、通常は当該使用済み単回使用の医療機器の性状、取扱い形態等に応じ、医療機関又は製造販売業者が対象となる。

Q 7 医薬品医療機器等法に基づく製造販売承認を取得するために、承認申請に係る各種評価データの収集を目的として、試験的に使用済み単回使用の医療機器を処理する行為についても、医薬品医療機器等法に基づくものとして、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置の許可は不要となるのか。

A 7 医薬品医療機器等法に基づく承認の申請の準備のために、試験的に使用済み単回使用の医療機器を処理することは、医薬品医療機器等法関連法令に従って行う単回使用の医療機器の再製造等には該当しないため、当該使用済み単回使用の医療機器が廃棄物に該当する場合は、廃棄物処理法が適用される。

なお、当該使用済み単回使用の医療機器が産業廃棄物として廃棄物処理法の適用を受けることとなつても、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成18年3月31日付け環廃産第060331001号通知）を踏まえて、都道府県等に試験研究計画の届出を提出し、試験研究計画が承認された場合には、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の設置の許可を必要としないこととされている。

高圧ガスの廃棄及び容器(ボンベ)のくず化(処分)中の事故防止について

高圧ガスは、高い圧力及びガスの性状（可燃性、支燃性、有毒性、超低温）に伴う危険性がありますので、次のとおり取扱いには十分注意してください。

- くず化作業は、容器の中のガスを完全に抜き取り、ガスが入っていないことを確認した後に行って下さい。特に、可燃性ガスの容器をくず化するときは、水で置換するなどして内部の可燃性ガスを完全に放出してから行ってください。
- くず化作業の経験のないガス成分が充填された容器及びくず化作業の経験のない型式の容器等については、くず化作業の方法やその手順等について、安全面で問題がないか、高圧ガス容器検査を行っている業界団体のマニュアル等で十分確認した後に作業を行ってください。
- 「高圧ガスの廃棄に関する規定」を遵守してください。



【写真】破裂した容器の例（県撮影／高圧ガス保安協会ホームページからの引用）

◆ 高圧ガスの廃棄に関する規定

（一般高圧ガス保安規則第 62 条、液化石油ガス保安規則第 60 条及び冷凍保安規則第 34 条）

- (1) 廃棄は、容器とともにに行ってはいけません。
- (2) 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近(8m 以内)を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ行ってください。
- (3) 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所で少量ずつ行ってください。
- (4) 可燃性ガス又は毒性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じて行ってください。
- (5) 酸素又は三フッ化窒素の廃棄は、バルブ及び廃棄に使用する器具の石油類、油脂類その他の可燃性の物を除去した後に行ってください。
- (6) 廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講じてください。
- (7) 充てん容器等のバルブは、静かに開閉してください。
- (8) 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、温度 40 度以下の温湯を用いる等、容器等が高温にならないための措置を講じてください。

～お金のはなし（足利銀行）～

お金のはなし（第2回 必要な利回りと本気の積立）

（株）足利銀行

【一番大事な「必要利回り」という概念】

趣味で株式を売買するためのお金は別として、将来の自分や家族のための大手なお金に関しては、誰もが「元本保証がいい」と思うに決まっています。

しかし、そのお金がまだ十分な額でなく、「将来のためにもっと増やしておきたい」と願うなら、**前を向いた本気の資産運用**こそが、検討すべきアクションのひとつとなります。

スタートラインは「いくらにしたいか」「何歳でどれくらいのお金を持ってみたいか」という**目標金額の設定**です。それが明確になれば、以下の3つを検討できるようになります。

- ① **元本** —— 将来のために、今いくらくらいい投じられるか
- ② **期間** —— どれくらいの期間をその将来のための「作戦」に充てられるか
- ③ **必要利回り** —— では、どの程度の利回りが必要か

● お金を増やす方程式



「必要利回り」が預貯金の金利より高い場合、それは何らかの「リスク」の受け入れが必要であることを意味しています。

例えば15年後に今のお金を2倍にしておくことが必要なら、必要利回りは年平均4.7%。もしもっと早く、10年で2倍にしたいと考えるなら、さらに高い7.2%が必要ということになります。いずれも裏にある何らかのリスクを受け入れなければ、実現困難な利回りです。

● 「必要利回り」という考え方

	2年で	3年で	5年で	10年で	15年で	0.01%だと
1.3倍に	14.0%	9.1%	5.4%	2.7%	1.8%	2,624年
1.5倍に	22.5%	14.5%	8.4%	4.1%	2.7%	4,055年
1.7倍に	30.4%	19.3%	11.2%	5.4%	3.6%	5,307年
2倍にするには…	41.4%	26.0%	14.9%	7.2%	4.7%	6,932年かかる

●計算は1ヶ月複利計算で、税金・手数料等は考慮していません。●資産運用に関する考え方を示すことを目的としたものであり、特定の商品の利回り等を保証・示唆するものではありません。

必要利回りが高ければ高いほど、裏にある「リスク」は一般的に高くなります。必要利回りの実現を、投資信託の運用成果に求めた場合、数年以上の運用の結果として年平均5%を期待するならば、株式を多めにしたバランス型ファンド（株式や債券など複数の資産をパッケージした分散型の投資信託商品）か、株式100%のファンドを選ぶ必要があると言えます。年平均10%以上などの場合は、「株式100%のファンドをしっかり長期で持ち切ること」が必要な場合がほとんどと言えるでしょう。

【「コツコツ」は侮れない。ただし「本気の積立」をする覚悟が必要】

「積立」は、投資信託に限らずとも、お金を貯める方法として昔からの王道です。ただし、着実に資産を積み上げるには、積立を本気で行う覚悟が必要です。

次のページの表を見て驚くのは、もし毎月7万円を、どうにか年8%で、頑張って30年間の積立を続けられたなら、なんと1億円を超えること。「コツコツのチカラ」は侮れません。

例の「2,000万円問題」でいえば「5万円×年4%×20年」や「3万円×年4%×30年」がひとつつの「皮算用」ということになります。

～お金のはなし（足利銀行）～

●固定利回りでの毎月積立皮算用——コツコツはいくらになるのか？

期間年利回り	10 年		20 年		30 年	
積立月額	4%	8%	4%	8%	4%	8%
1 万円	148 万円	184 万円	368 万円	593 万円	696 万円	1,500 万円
3 万円	443 万円	552 万円	1,104 万円	1,779 万円	2,089 万円	4,501 万円
5 万円	739 万円	921 万円	1,840 万円	2,965 万円	3,482 万円	7,501 万円
7 万円	1,034 万円	1,289 万円	2,576 万円	4,151 万円	4,875 万円	10,502 万円
10 万円	1,477 万円	1,842 万円	3,680 万円	5,929 万円	6,964 万円	15,003 万円

●計算は 1 カ月複利計算で、税金・手数料等は考慮していません。●資産運用に関する考え方を示すことを目的としたものであり、特定の商品の利回り等を保証・示唆するものではありません。

ただしこれは固定利回りのシミュレーションであり、投資信託で積立を行った場合は絶対にこの通りにはなりません。仮に事後の平均リターンが年 8%だったとしても、1 年目が 12% で 2 年目が 4% での平均 8% かもしれません。固定利回りでの想定は当てはまらないのです。

したがってこの表は、「やるなら本気の金額でやらないと！」とか「必要利回りが高いのだから、ある程度のリスクは受け入れないと！」など相応の覚悟、いわば「**本気の積立**」を決意するための皮算用として参考にしてください。しかし、それが実は一番大切なことなのです。巷で言われる「少額からできる」は、必ずしも自分の将来のためににはなりません。

●固定利回りでの毎月積立皮算用——毎月いくらの積立が必要なのか？

目標額	積立期間中の年率利回り水準と月額積立金額		
1,000 万円	0.01%	4%	8%
積立期間	5 年	16.7 万円	15.0 万円
	10 年	8.3 万円	6.8 万円
	20 年	4.2 万円	2.7 万円
3,000 万円	0.01%	4%	8%
積立期間	5 年	50.0 万円	45.1 万円
	10 年	25.0 万円	20.3 万円
	20 年	12.5 万円	5.1 万円

上の表は、目標額達成のための必要積立額を期間・利回り別に整理したものです。例えば 20 年後の 3,000 万円をめざすなら、年平均 8% を期待してリスク高めの投資信託で毎月 5 万円。10 年後に 1,000 万円をめざすなら、年平均 4% を期待してミドルリスクの投資信託で毎月 6.8 万円。やはり「とりあえず月 1,000 円から」といった軽い気持ち、少ない金額で積み立てても、得られるものはそれなりなのです。やるなら「本気の積立」でないと――。

次回は、「投資信託の仕組み」として、「役割分担」と「口数」についてご案内予定です。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧説資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客様さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。

栃木県立日光自然博物館からのお知らせ

ネイチャーガイドが

各ツアーの詳細・お申し込みは
コチラから！！→
(ACTIVITY JAPANの特設ページにつながります)



案内する自然体験ツアー

空気のキレイな奥日光へ

新型コロナウイルス対策も
しっかり行なっています

2021年vol.3 (10~12月版)

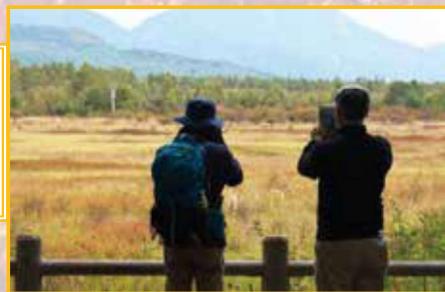
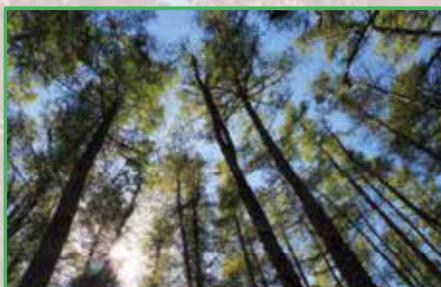
小田代原「草紅葉」ガイドウォーク

10月9日(土) 9:25~/13:55~(約2時間)

場所: 小田代原

料金: お1人1,000円(低公害バス運賃別途)

美しい草紅葉が現れるワケを知る散策へ！小田代原を手軽に深く満喫しましょう。



巨木の森を歩こう！

西ノ湖・千手ヶ浜ハイキング

10月9日(土)、10日(日) 8:45~12:30

場所: 西ノ湖～千手ヶ浜(赤沼から低公害バスを往復利用)

料金: お1人2,000円(低公害バス運賃別途)

どこも大混雑する秋でも静かにのびのび過ごせる、オススメの森をご案内します♪

バードウォッキング教室

11月12日(金)、12月1日(水)、4日(土)

時間: 11月・・・9:00~15:00、12月・・・9:00~14:00

場所: 11月・・・西ノ湖・千手ヶ浜方面、12月・・・戦場ヶ原周辺

料金: お1人4,000円

野鳥を追いかけ30年のベテランガイドと、冬鳥で賑やかな奥日光の探鳥ツアーへ！



奥日光星ふるタベ ~しし座流星群が極大間近！~

11月17日(水) 19:00~20:30

場所: 中禅寺湖畔ポートハウス

料金: お1人2,000円

しし座流星群の極大間近！空気の澄んだ奥日光で秋の星座と流星を楽しみましょう！

男体山から赤銅色の月が昇る！ 月食鑑賞ツアー

11月19日(金) 16:30~19:00

場所: 千手ヶ浜

料金: お1人2,500円(低公害バス運賃別途)

今夜は特別！夜間臨時便で千手ヶ浜から「ほぼ皆既」月食と男体山をWで見よう！



催行日は随時追加予定！
ページを要チェック！！



(2/2)

オオワシ・オジロワシをさがそう！ ～千手ヶ浜編～

11月23日（火祝） 8：45～11：40

場所：千手ヶ浜

料金：お1人1,000円（低公害バス運賃別途）

冬の奥日光に毎年やってくる、でっかい「アツ」を皆で探しましょう！



オオワシ・オジロワシをさがそう！ ～中禅寺湖畔ポートハウス編～

12月5日（日） 9：00～11：30

場所：中禅寺湖畔ポートハウス

料金：お1人1,000円

探して、待って、やっと出会える！？ドラマチックな探鳥会に参加してみませんか？



奥日光星ふるタベ ～ふたご座流星群を鑑賞！～

12月11日（土）、14日（火）、15日（水） 19：00～20：30

場所：中禅寺湖畔ポートハウス

料金：お1人2,000円

ふたご座流星群が放つ流星に願いを！冬の透き通った星空を堪能しましょう。



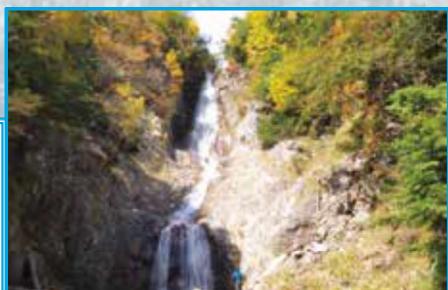
奥日光ナイトハイキング ～初冬編～

12月12日（日）、18日（土） 17：00～18：30

場所：中禅寺湖南岸

料金：お1人2,000円

野生動物たちの息づかいすら聞こえそうな、静かで長い夜を全身で味わいましょう。



1組貸し切り！秘滝トレッキング

～11月（催行日はページをご確認ください）

場所：魔滝、赤岩滝 ※体力中程度の方向け

料金：お1組（1～6名様）45,000円（低公害バス運賃別途）

明確な踏み跡のない森へ分け入り、ベテランガイドと一緒に秘滝を目指しましょう！



1組貸し切り！奥日光登山チャレンジ

～11月（催行日はページをご確認ください）

場所：半月山、社山、日光白根山 ※体力中程度の方向け

男体山 ※アップダウンのある登山道を1日歩ける健脚の方向け

料金：お1組（1～6名様）45,000円（ロープウェイ運賃、登拝料等別途）

日本百名山をはじめ奥日光の名だたる山へ、ベテランガイドと一緒にいざ挑戦！



日光自然博物館
公式キャラクター
日光三熊

こと

お問い合わせはこちらへ！



栃木県立

日光自然博物館

※ツアー内容は新型コロナウイルスの影響等により予告なく変更する場合がございます。
※ツアー集合時、実施中は、検温、マスク着用、手指の消毒などの感染予防対策をとさせて
いただきます。

〒321-1661
栃木県日光市中宮祠2480-1
TEL : 0288-55-0880
FAX : 0288-55-0850
H P : <https://www.nikko-nsm.co.jp>

日光自然博物館へのアクセス
◆日光宇都宮道路終点・清瀧IC
よりいろは坂経由約30分
電車バス◆JR・東武日光駅より
中禅寺温泉行東武バスにて約50分
「中禅寺温泉」下車すぐ

ターナー モネ ルノワール セザンヌ ゴッホ シャガール デ・キリコ
マグリット

名画でたどる 西洋絵画 100年 珠玉の東京富士美術館コレクション

The 100 Years of Western Painting: Masterpieces from Tokyo Fuji Art Museum

開館時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで） 休館日：月曜日

料金：一般 1,200(1,000)円／大高生 600(500)円／中学生以下無料（内20名以上の団体料金
料金：11月3日（水）【文化の日】＊無料はオンラインによる事前予約が必要です。ホームページをご確認ください。

主催：栃木県立美術館、下野新聞社 後援：朝日新聞社都道府県局、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、栃木新聞社栃木支局、
東京新聞宇都宮支局、ともぎテレビ、栃木放送、日本毎日新聞社宇都宮支局、毎日新聞栃木支局、読売新聞宇都宮支局

TEL: 028-621-3566
http://www.art-pef.tohigi.lg.jp/

2021.10.23 [土] - 12.26 [日]
栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

～栃木県立美術館からのお知らせ～



16世紀 人文主義が花開く、知と芸術の時代ルネサンス



17世紀 华麗な貴族文化と日々に向けられたまなざし



18世紀 宮廷社会の盛衰と市民社会の黎明

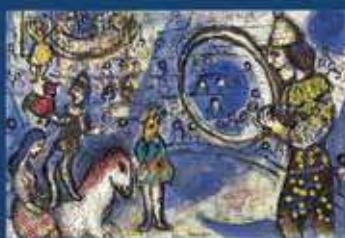
名画でたどる
西洋絵画 400年
Era of Art: 400 Years of Western Painting



19世紀 ロマン主義、写実主義、印象派…変革の時代へ

20世紀 色彩と造形の探求

東京富士美術館は、1983年に東京都八王子市に開館した美術館で、日本・東洋・西洋の各国、各時代の絵画・版画・写真・彫刻・漆工・武具・刀剣・メダル等、様々なジャンルの作品約3万点を収蔵しています。中でもその西洋絵画コレクションは、16世紀のイタリア・ルネサンスから20世紀までの西洋絵画史をほぼ一望できるほど極めて充実したものとして、国内のみならず国外でも知られています。本展では、その珠玉のコレクションから厳選した作品約80点により、16世紀後半から20世紀までの西洋絵画400年の歴史を紹介するものです。



[関連イベント]

A. 講演会 *往復はがきによる事前申込み
「名画を旅する90分」

講師：五木田 晴氏（東京富士美術館長）
日時：10月23日（土）午後1時30分～3時
会場：集会室 定員：60名

B. ギャラリートーク（担当学芸員による）*事前申込み不要
日時：10月31日（日）、11月21日（日）、12月12日（日）
各回午後2時～（1時間程度）

会場：企画展示室

[A] 往復はがき1枚につき2名までお申込み可能ですが（申込み多数の場合は抽選）。
往復の裏面に、参加希望イベント名、お申込み人数、各々の住所・氏名・電話番号を、返信の表面にお申込み者の郵便番号・住所・氏名をご記入の上、当館「名画でたどる西洋絵画400年展 イベント係」までお送りください。

（締切：10月8日（金）必着） *ご提供いただいた個人情報は、本件以外に使用することはありません。
※各イベントとも当日の定期開館料券が必要です。
＊新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定を変更する場合があります。
詳細についてはお聞合せください。

コレクション展Ⅲ 川上春生の世界
10月23日（土）～12月26日（日）



【京都宮内省御の古事記】
空調設備工事、照明LED化等工事のため、休館いたします。
休館期間：令和3年8月2日（月）～令和4年1月3日
工事の進捗状況によって、スケジュールが変動することがございます。

【交通案内】
○電車・バス：
・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
・JR宇都宮駅（西口8番～7番バス発着）
・東京地下鉄東西線「御成門駅」改札外バス停「御成門」で約15分
（振込十文字）バス停下車、徒歩5分
○自家用車：
・東北自動車道那須ICより約10km、約20分
・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分
・駐車場は大変な混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0043 宇都宮市桜木2-2-7 TEL 028-621-3566
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

10月は全国不正軽油撲滅強化月間です！

不正軽油とは、脱税を目的として、軽油に灯油や重油を混ぜ合わせたり、灯油や重油を混ぜ合わせることで製造した燃料をいいます。軽油引取税は、原則として、軽油のみに課税されており、灯油や重油には課税されておりません。このため、軽油引取税の脱税手段として不正軽油は用いられます。さらに、不正軽油をディーゼル車の燃料として使用すると、排ガス中の有害物質を増加させ、環境に悪い影響を与えます。また、不正軽油を製造する過程で排出される硫酸ピッチと呼ばれる廃棄物が、不法投棄されることも問題となっています。

次の行為を行った者は、罰則の対象となります。

- ・不正軽油を製造すること
 - ・不正軽油であると知りながら、運搬、保管、販売、購入などをすること
 - ・不正軽油を製造するために、資金、土地、設備、原材料などを提供したり、運搬したりすること
- 次のような情報を寄せください。
- ・あやしい業者が燃料の壳込みをしている
 - ・灯油や重油を（軽油の代わりに）ディーゼル車の燃料として使っているようだ
 - ・不審な施設がある

■不正軽油に関する情報は、不正軽油 110 番へ

不正軽油 110 番 TEL0282-23-3862（栃木県税事務所 軽油引取税調査担当）

ー組織強化の推進についてー

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、10月 10 日現在、正会員 191 社・賛助会員 21 社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

ー編集後記ー

現在、当協会、一般社団法人栃木県環境美化協会、栃木県環境整備事業協同組合の 3 団体と県、市町で災害廃棄物の処理に係る伝達訓練の実施について、調整を行っております。また、当協会と県の間で家畜伝染病の発生時における防疫対策への協力に関する協定について、締結を予定しております。どちらも転ばぬ先の杖のままで、今年も乗り越えられると良いと思います。

さて、自民党総裁選が終わり、岸田総裁が誕生し、党役員、閣僚が決まりました。今月 4 日に第 100 代岸田内閣総理大臣が誕生し、岸田内閣が発足しました。14 日衆議院解散、19 日公示、総選挙の投開票日が 10 月 31 日に決まりました。各党のコロナ対策、国家ビジョン、未来像が示されますが、次期政権が産業廃棄物処理業に理解を示す社会を実現されることを願います。

ー事務局だよりー



☆ 9 月 9 日（木）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 9 月 17 日（金）

栃木県建設産業団体連合会団体長会議が、栃木県建設産業会館において開催され、菊池会長が出席しました。